令和２年４月１日以後開始連結事業年度等分
連結申告用

連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書

連結事業年度　・　・　／　・　・　　法人名

別表八の二

令二・四・一以後終了連結事業年度分

完全子法人株式等に係る受取配当等の額	1	円			8	円
関連法人株式等	受取配当等の額	2			9	
	負債利子等の額の計算：当期に支払う負債利子等の額	3		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 $(7) \times \frac{(9)}{(8)}$	10	
	連結法人に支払う負債利子等の額	4		その他株式等に係る受取配当等の額（25の計）	11	
	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等若しくは対象純支払利子等の損金不算入額（別表十七（一）「35」と（別表十七の二（二）「29」又は別表十七の二（四）「32」）のうち多い金額）	5		非支配目的株式等：特例非支配目的株式等に係る受取配当等の額（33の計）	12	
	連結超過利子額の損金算入額（別表十七の二（三）…）	6		…の株式等…		
	計 (3)－(4)－(5)…	7		…(…)＋(…)		

総資産価額等の計算

区分	総資産の帳簿価額 15	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等 16	総資産価額 (15)－(16) 17	期末関連法人株式等の帳簿価額 18
前期末現在額	円	円	円	円
当期末現在額				
計				

受取配当等の額の明細

完全子法人株式等	発行法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	受取配当等の額 19
			・・ ・・	円
	計			

関連法人株式等	発行法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	保有割合	受取配当等の額 20	左のうち益金の額に算入される金額 21	益金不算入の対象となる金額 (20)－(21) 22
			・・		円	円	円

その他株式等	発行法人名	本店の所在地	受取配当等の額 23	左のうち益金の額に算入される金額 24	益金不算入の対象となる金額 (23)－(24) 25
			円	円	円

非支配目的株式等				保有割合 28	受取配当等の額：特例非支配目的株式等に係る配当等の額 29	左記以外の株式等に係る配当等の額 30	左のうち益金の額に算入される金額：特例非支配目的株式等に係る配当等の額 31	左記以外の株式等に係る配当等の額 32	益金不算入の対象となる金額：特例非支配目的株式等に係る配当等の額 (29)－(31) 33	左記以外の株式等に係る配当等の額 (30)－(32) 34
			・・		円	円	円	円	円	円
	計									

【No.３】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.36】３欄の金額は、各連結法人の損益計算書の支払利息（社債利息及び手形の割引料等を含みます。）の額の合計額（別表四の二付表において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額）と一致していますか。

【No.37】４欄の金額に、各連結法人が他の連結法人に対して支払う社債利息及び手形の割引料等の額の合計額を含めていますか。

【No.38】最初連結事業年度の場合、前期末現在額（15欄～18欄）を０としていますか。

【No.39】17欄の金額は、各連結法人の貸借対照表の金額に法令第155条の８及び連基通３－２－７～３－２－９の調整をした後の金額の合計額となっていますか。

【No.40】18欄の金額は、各連結法人の別表五の二(一)付表一に記載された評価損益を調整した後の期末関連法人株式等(他の内国法人の発行済株式等の３分の１を超える数等を当期又は前期の期末日以前６月の期間を通じて有している場合における当該他の内国法人の株式等)の税務上の帳簿価額となっていますか。

【No.30】19欄、22欄、25欄、33欄又は34欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。

【No.31】19欄の金額に、完全子法人株式等（その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。

【No.32】20欄の金額に、関連法人株式等（その保有割合が３分の１超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。

【No.33】23欄の金額に、その他株式等（完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。

【No.35】29欄には保険業を行う連結法人が受ける配当等の額を、30欄にはその他の事業を行う連結法人が受ける配当等の額を記載していますか。

【No.34】29欄又は30欄の金額に、非支配目的株式等（その保有割合が５%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。